

◆はじめに◆

近年、世界各地で猛暑・厳寒・豪雨・暴風などの異常気象が多発し、大きな被害をもたらしています。異常気象が長期的に増加する傾向の背景には地球温暖化に一因があるといわれています。加えて、無秩序な森林伐採などの自然環境破壊により、生物多様性の劣化も進行しています。これまでの経済的な豊かさを追求した私たちの社会は、大きな転換期を迎えています。



このような時代背景のなか、地球環境への負荷を最小限にとどめ、健全な生態系を維持・回復し、人と自然が共生する持続可能な社会を構築していくことが求められます。

一方、国内では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、都市活力の減退や地域コミュニティの崩壊などが懸念されており、自然環境、歴史、伝統、産業など地域資源を最大限に活かしたまちづくりを推進していかなければなりません。

「緑」には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収、生き物の生息・生育地、健康促進やコミュニケーション形成の場、都市の防災力の向上、魅力ある景観の形成など多様な機能があり、都市に緑を適切に取り入れることで生活環境の質を高めることができます。

入間市では、平成12年3月に緑の基本計画を策定し、「自然と共生する緑園都市・いるま」を緑の将来像として掲げ、緑豊かなまちづくりに取り組んでまいりました。「緑園都市」とは、本市の特徴ある丘陵地・河川・茶畑などの豊かな緑に包まれて快適な生活を営むことができるまちを表現しています。

このたび、策定から20年近くが経過していることから、社会経済情勢に対応した新しい時代にふさわしい計画に改定いたしました。

改定版では、引き続き「自然と共生する緑園都市・いるま」を緑の将来像として定め、私たちの生活に様々な恩恵を与えてくれる大切な資源である緑を、「子孫や未来の市民からの預かりものである」との考えに立ち、守り育てていくための方針や施策をお示しいたしました。

今後は、この新しい緑の基本計画を市民・市民団体・事業者の皆様と共有しながら、緑を守り・つくり・増やし・育てる施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、改定にあたりご尽力をいただきました「入間市緑の基本計画改定検討住民会議」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成31年3月

入間市長 田中龍夫

目 次

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 基本計画の基本事項.....	1
(1) 緑の基本計画とは.....	1
(2) 基本計画の目的.....	1
(3) 基本計画の位置付け.....	1
(4) 計画で対象とする緑.....	2
(5) 緑の持つ機能.....	4
(6) 計画の期間.....	5
2. 計画改定の背景.....	5
3. 計画のフレーム.....	7
(1) 計画対象区域.....	7
(2) 人口規模.....	7
(3) 計画の対象範囲.....	7
4. 計画の構成.....	8

第1章 緑の現況と課題

1. 緑の現況.....	9
(1) 本市の概況.....	9
(2) 緑被地の現況.....	14
(3) 樹林地の現況.....	20
(4) 農地の現況.....	20
(5) 緑地の現況.....	21
2. 市民意識.....	26
3. 旧計画の施策の実施状況.....	32
4. 旧計画の目標の達成状況.....	35
(1) 緑地の確保目標水準.....	35
(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準.....	35
(3) 緑化に対する都市全体の目標.....	35

5. 緑の評価.....	36
(1) 環境保全機能による緑の評価.....	36
(2) レクリエーション機能による緑の評価.....	37
(3) 防災機能による緑の評価.....	38
(4) 景観形成機能による緑の評価.....	39
(5) 総合的な緑の評価.....	40
6. 課題の整理.....	41

第2章 計画の方針と目標

1. 計画の基本理念.....	46
2. 緑の将来像.....	46
3. 計画の基本方針.....	49
4. 計画の目標.....	52
(1) 緑被率の目標.....	52
(2) 緑地の確保目標.....	52
(3) 都市公園等の整備目標.....	53
(4) 市街化区域面積に対する公園不足域の割合目標.....	53
5. 緑地の機能別配置方針.....	55
(1) 環境保全系統の緑地の配置方針.....	55
(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針.....	56
(3) 防災系統の緑地の配置方針.....	56
(4) 景観形成系統の緑地の配置方針.....	57
(5) 総合的な緑地の配置方針.....	58
6. 緑地の制度別方針.....	60
(1) 都市公園の整備方針.....	60
(2) 緑化重点地区の指定方針.....	63
(3) 特別緑地保全地区の指定方針.....	64
(4) 生産緑地地区の指定方針.....	65

第3章 計画を推進するための施策

1. 施策の体系.....	67
2. 施策の展開.....	69
基本方針1 ふるさと入間の骨格となる緑を守り、育てよう ～緑の保全～.....	69
基本方針2 緑をつなぎ、緑の回廊をつくろう ～緑のネットワーク化～.....	76
基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう ～緑の質の向上～.....	80
基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう ～緑の創出～.....	92
基本方針5 みんなで緑について考え、行動しよう ～緑の活動の充実～.....	100

第4章 計画の実現に向けて

1. 施策の推進プログラム.....	104
2. 計画の推進体制.....	108
(1) 市民の役割.....	108
(2) 市民団体の役割.....	108
(3) 事業者の役割.....	108
(4) 市の役割.....	108
3. 計画の進行管理.....	109
(1) 進行管理の考え方.....	109
(2) 施策の実施状況の評価と公表.....	109

資料編

1. 用語解説.....	資料 1
2. 緑地現況量の総括表.....	資料 7
3. 都市公園等の確保目標調書.....	資料 8
4. 都市公園一覧表.....	資料 15
5. 都市公園の種類.....	資料 16
6. 緑に関する制度の概要.....	資料 17
7. 入間市緑の基本計画改定版策定体制および策定経過.....	資料 24

文中に*がついている用語は、資料編の用語解説がついています。

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 基本計画の基本事項

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法*第4条の規定に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」などに関する事項を定める、緑とオープンスペース*に関する総合的な計画です。

都市の緑を取り巻く実状を勘案しながら、将来の入間市にふさわしい姿を求め、市内の緑地の保全、緑化の推進、都市公園等の整備を総合的かつ計画的に進めていくものです。

計画の策定に際しては、市民意見の反映や計画内容の公表をするものとされています。

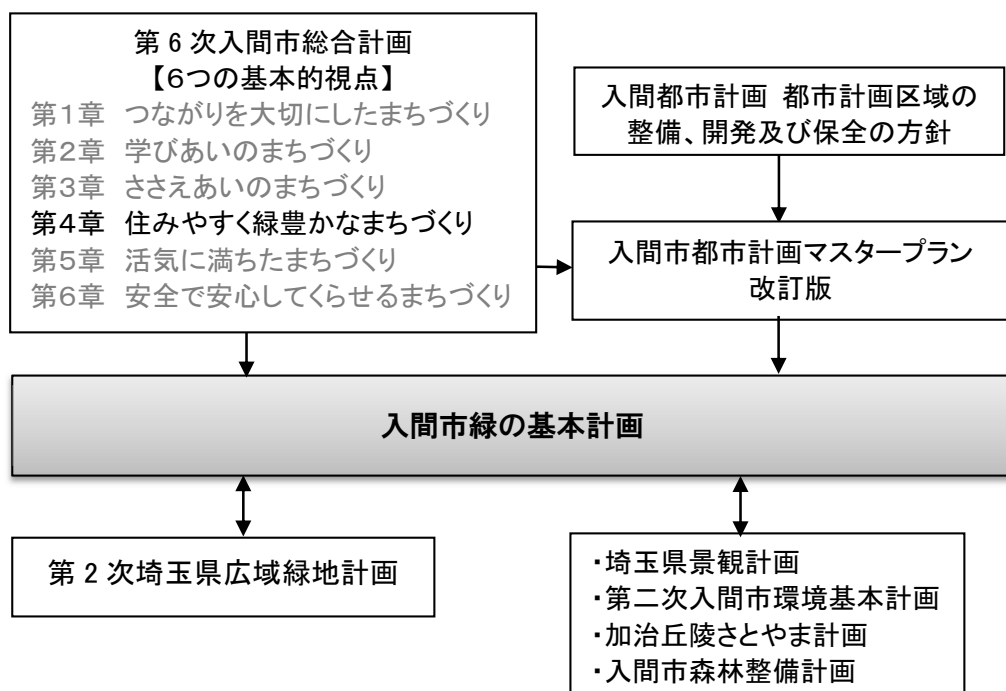
(2) 基本計画の目的

本市のまちづくりのビジョン（将来都市像）である「香り豊かな緑の文化都市」を目指すため、本市特有の自然環境を保全するとともに、まちなかにも多くの緑を創出し、自然環境と調和した持続可能なまちづくりを推進していくことを目的とします。

(3) 基本計画の位置付け

「入間市緑の基本計画」は、「入間市総合計画」を実現するための緑に関するマスタープランとして位置付けられ、「入間市都市計画マスタープラン」や「入間市環境基本計画」などの関連計画と適合もしくは調和した計画です。

計画策定にあたり、地域全体の望ましい「緑の将来像」を描き、その実現のために地域特性を活かした個性ある緑の保全と創出に係る取組みを体系的に位置付け、住みやすく緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進める指針となる計画です。



図序-1 本計画の位置付け

(4) 計画で対象とする緑

①緑とは

本計画が対象とする「緑」とは、樹木や草花などのそれ自体が自然環境を形成しているもの及びそれらを含む周辺の樹林地、草地や水面・水辺などの自然的な環境を有している土地や空間を表します。

このように市内の緑を広く対象としており、例を示すと、樹林地、草地、農地、河川等の水面・水辺、公園・緑地、グラウンド、建築物等施設の植栽地、街路樹などを指します。



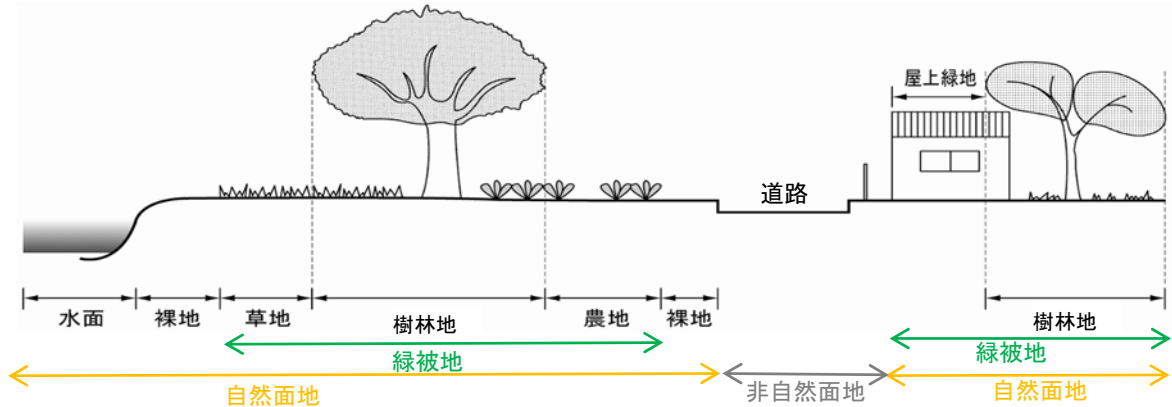
図序-2 緑の位置付け

②緑被地とは

緑被地とは、樹木や草などの植物で覆われている土地を指し、土地被覆上の概念です。本計画では緑被地の定義に基づき、以下の項目を緑被地および自然面地としました。

表序-1 緑被地と自然面地の項目一覧

区 分		定 義
自然面地	樹林地	樹木、樹林に覆われた土地（自然林・人工林を含む）
	草地	草に覆われた土地
	農地（水田）	農地のうち水田として利用されている土地
	農地（畑）	農地のうち畑として利用されている土地
	屋上緑地	構造物上に植栽された樹木被覆地、草地等で面的に広がりをもつもの
	裸地	グラウンド、駐車場等の人工被覆以外の土地（工事中の裸地も含む）
	水面	河川、池などの水面 恒常的に水が溜まっている池（噴水も含む） 学校、公園のプールは含まない



図序-3 緑被地の概要

③緑地とは

緑地とは、土地利用上の概念で、公園や緑地などの施設として整備された「施設緑地」と、法令により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地」に大きく区分され、さらに以下のように分類されます。

表序-2 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	都市公園	都市公園法*で規定するもの
		公共施設緑地	都市公園以外の公園 (市有*1・市管*2・公開*3)	市有地公園* 河川・道路占用公園 緑道*・遊歩道 等
			公園に準じる施設 (市管*2・公開*3)	加治丘陵保全地 谷田の泉保全地 牛沢カタクリ自生地 さいたま緑の森博物館* 子供広場・運動場等(民有地) 市民緑地* 市民の森* 市民農園* 等
			公共公益施設植栽地等 (市有*1・市管*2)	学校植栽地(公立) 公共公益施設植栽地 道路植栽帯 等
	民間施設緑地(民有*4・民管*5)	学校植栽地(私立) 寺社境内地(墓地・霊園含む) ゴルフ場 公開空地 屋上緑化空間(民間) 等		
	地域制緑地	法令による地域	緑地保全地域* 特別緑地保全地区* 近郊緑地保全区域* 近郊緑地特別保全地区* 河川区域*(河川敷・水面) 保安林区域* 地域森林計画対象民有林* 農振農用地区域 生産緑地地区* 県立自然公園* ふるさとの緑の景観地* 保護樹林* 等	
	協定	緑地協定 等		

※1「市有」…土地を市・県等が所有している施設

※2「市管」…市・県等で設置・管理している施設

※3「公開」…市民に公開されている施設

※4「民有」…土地を民間が所有している施設

※5「民管」…民間で設置・管理している施設

(5) 緑の持つ機能

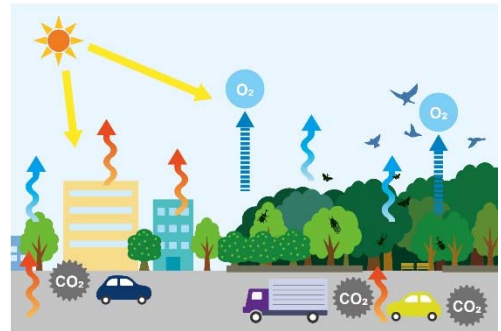
緑には、「人々の生活を支える」「地域の歴史と文化を伝える」「生態系*を維持する」という3つの大きな恵みがあります。その恵みの一方で、生き物であるがゆえに、人間の思惑を超えるほどの生長、強風時における倒木や落枝、家屋への落ち葉被害などの困難な問題を引き起こします。

緑の持つ恵みと困難を双方から考え、持続的に機能を発揮できる緑を保全・創出していくことが求められます。

本計画では、緑が持つ機能を以下の4つの視点で捉えています。

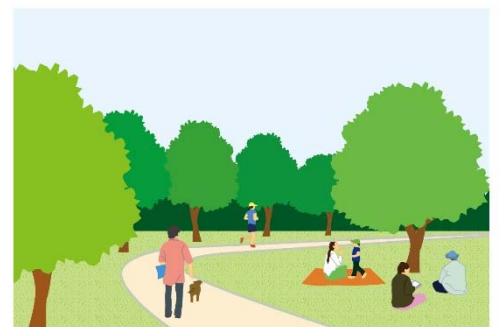
■環境保全機能

植物の光合成や蒸発散作用によって、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温の低減効果によるヒートアイランド現象*の緩和など、緑は都市環境を改善する役割を担っています。また、公園緑地、樹林地、河川等はそれぞれ生き物の生息・生育地として生態系を形成しており、緑の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。



■レクリエーション機能

公園緑地は、屋外での運動や遊びの場、散策や休憩の場となります。丘陵地の里山*では、自然観察や自然体験などの自然とのふれあいの場となります。市民の余暇活動の多様化に伴い、緑は健康促進やコミュニケーション形成などに対応できる場を提供しています。



■防災機能

公園緑地やオープンスペースは、避難場所として活用されるなど防災機能を有しています。また、樹木や緑地は、延焼を遮断する効果もあり、都市に緑を適切に確保することで、安全性・防災性を高めることができます。



■景観形成機能

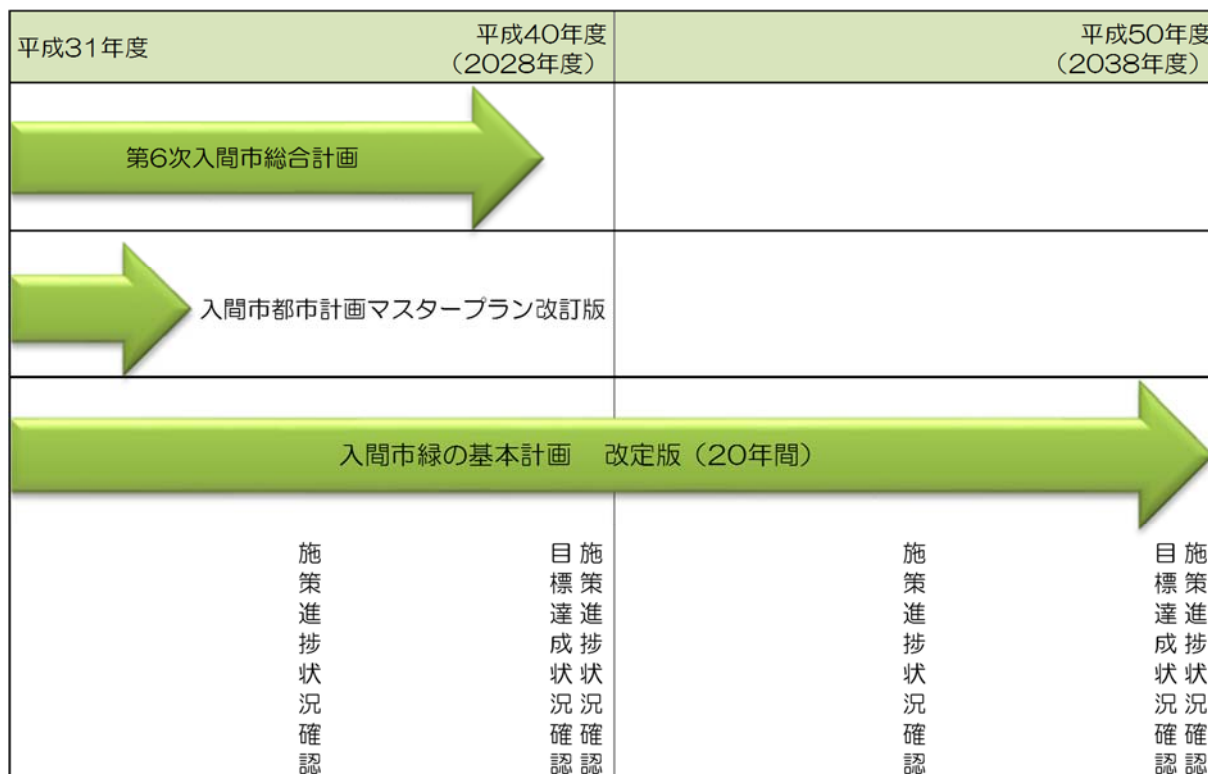
緑はまちにゆとりやうるおいを提供し、無機質な都市空間を和らげる効果があります。また、歴史や文化に関わる地域固有の緑を適切に活かすことで、個性と魅力ある景観が形成されます。



(6) 計画の期間

計画の目標年次は長期的な視野に立った目標が必要なことから20年後とし、また、計画初年度は平成31年度とします。よって、計画期間は平成31年度から平成50年度(2038年度)となります。

但し、計画の中に位置付けられた施策を段階的かつ計画的に実施していくために、10年後の平成40年度(2028年度)を中間年度とし、緑の現況調査を行い目標達成状況について確認します。また、5年ごとには各施策の進捗状況を確認するものとします。



図序-4 計画の期間

2. 計画改定の背景

緑の基本計画は平成12年に策定され(以下、「旧計画」という。)、概ね20年が経過しています。この間に少子高齢化の進展や人口減少社会への突入により、都市の魅力の減退や地域コミュニティの崩壊などが懸念されるなど、大きな社会の転換期を迎えています。

また、都市化の進展に伴う地下水涵養機能*の低下や湧水*の消失、ヒートアイランド現象の発生、生態系の変化など様々な環境問題の顕在化をはじめ、成熟社会を迎えて市民の価値観の多様化によるレクリエーションへのニーズの変化やボランティア活動等への市民参加意向の高まりなど、緑を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

そのような社会状況や都市環境の変化を踏まえて、平成29年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。(表序-3 「平成元年以降の緑に関する法制度等の制定と改正」を参照)

これらの法改正等に伴って、新たな時代に対応した緑の基本計画の改定が必要となりました。

表序-3 平成元年以降の緑に関する法制度等の制定と改正

年	国・県	入間市
平成元年度 平成2年度 平成3年度	生産緑地法の改正 ・三大都市圏の特定市において「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分「保全する農地」 ・生産緑地地区に指定し、長期間農地として管理 「宅地化する農地」 ・固定資産税の宅地並み課税 ・相続税納税猶予の不適用により宅地化を促進	
平成4年度 平成5年度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正	
平成6年度	都市緑地法の改正 ・緑の基本計画制度の創設 ・緑地保全地区の指定対象緑地の追加 ・緑地保全地区内の土地の買入れ主体の追加 ・緑化協定の締結条件を拡充	第4次入間市総合振興計画の策定
平成7年度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 都市緑地法の改正 ・市民緑地制度、緑地管理機構制度の創設 ・緑化協定制度を緑地協定制度へ改定	
平成8年度 平成9年度 平成10年度	生物多様性国家戦略の策定	
平成11年度 平成12年度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正	入間市緑の基本計画の策定 入間市環境基本計画(第一次計画)の策定 入間市都市計画マスタープランの策定
平成13年度	都市緑地法の改正 ・緑の基本計画の記載事項追加 ・緑の基本計画策定時に、公聴会等の住民意見を反映させる手続きを追加 ・管理協定制度の創設 ・市民緑地契約を締結して、管理できるよう制度を拡充 ・緑化施設整備計画認定制度の創設 ・緑地管理機構の指定の対象に特定非営利活動法人(NPO法人)を追加	
平成14年度 平成15年度	ヒートアイランド政策大綱の策定	
平成16年度	都市公園法の改正 ・立体都市公園制度の創設 ・多様な主体による公園管理の仕組みの整備 ・監督処分に係る手続の整備 ・借地公園の整備の促進 都市緑地法の改正 ・緑地保全地域制度の創設 ・緑化地域制度の創設 ・地区計画等の活用(地区計画等緑地保全条例制度) ・地区計画等の活用(地区計画等緑化率条例制度) ・管理協定制度の拡充 ・市民緑地制度の拡充	第5次入間市総合振興計画の策定
平成17年度	景観法の制定 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 埼玉県広域緑地計画の策定	
平成18年度 平成19年度 平成20年度	埼玉県生物多様性保全県戦略 生物多様性基本法の制定 埼玉県景観条例の施行	
平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度	生物多様性国家戦略2012-2020の策定 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正	
平成25年度	ヒートアイランド政策大綱の改定	第二次入間市環境基本計画の策定 入間市都市計画マスタープランの改訂
平成26年度 平成27年度 平成28年度	都市農業振興基本法の制定 都市農業振興基本計画の策定 第二次埼玉県広域緑地計画の策定	第二次入間市環境基本計画の改訂
平成29年度	都市公園法の改正 ・公券設置管理制度(Park-PFI)の創設 ・PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸 ・保育所等の占用物件への追加 ・公園の活性化に関する協議会の設置 都市緑地法の改正 ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充 ・市民緑地認定制度の創設 ・緑化地域制度の改正 ・緑地の定義への農地の明記 ・緑の基本計画の記載事項の追加 生産緑地法の改正 ・生産緑地地区の面積要件の引き下げ ・生産緑地地区における建築規制の緩和 ・特定生産緑地制度の創設	

3. 計画のフレーム

計画のフレームは次のとおりとします。

(1) 計画対象区域

計画対象区域（入間市全域）		
都市計画区域*	市街化区域*	市街化調整区域*
4,469.0ha	1,568.4ha	2,900.6ha

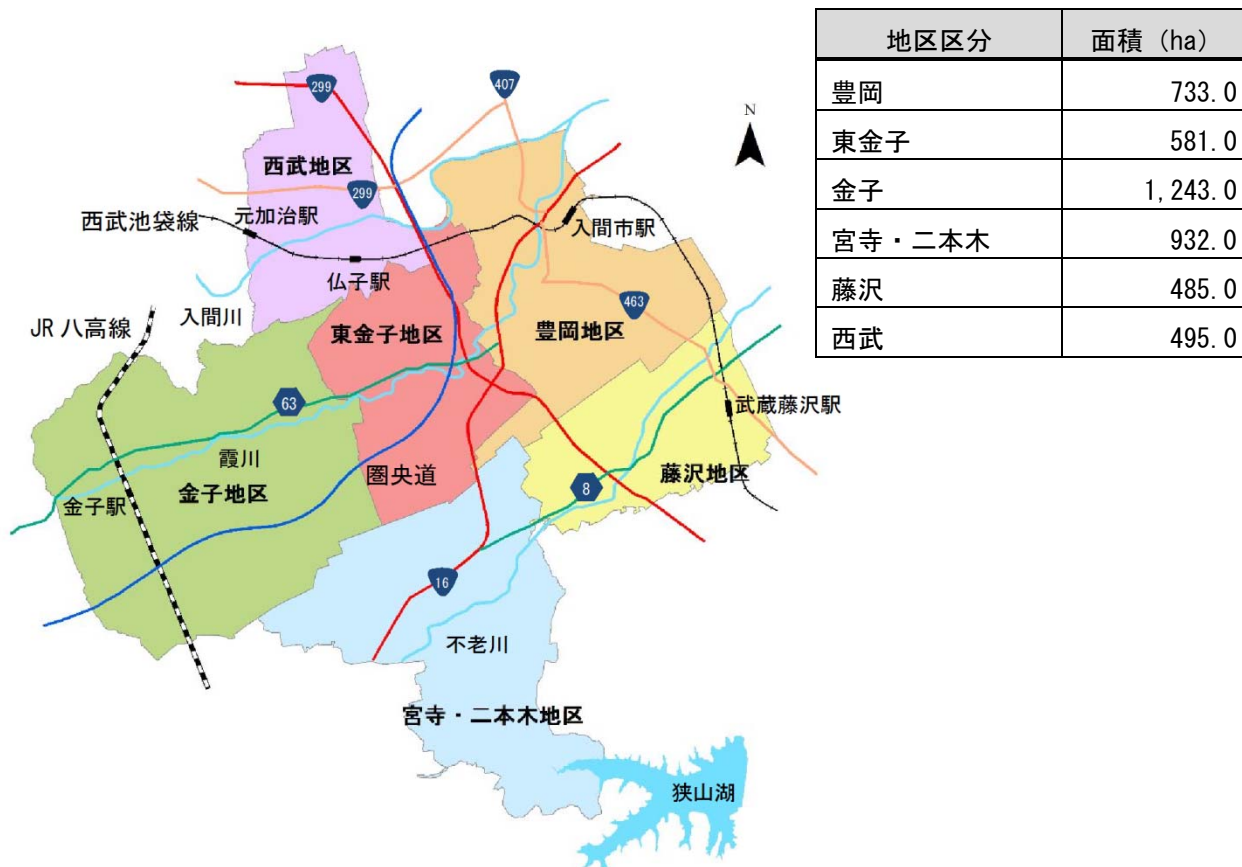
(2) 人口規模

年次	現況 平成 29 年度末	中間年次 平成 40 年度(2028 年度)末	目標年次 平成 50 年度(2038 年度)末
人口規模	148,592 人	約 138,500 人	約 123,600 人

※将来人口規模は「入間市人口ビジョン 2015（平成 28 年 3 月）」P29 表人口シミュレーションにおける「a.トレンド」の値を用いています。

(3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市全域（4,469ha）とします。また地区区分は以下のような6地区とします。



図序-5 地区区分図

4. 計画の構成

